令和六年度後期特定計量器定期検査日程

対象となる特定計量器	検査年月日	検査時間	検査会場	区域	実施機関
非自動はかり（計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり	令和六年九月二日（月）	午前十時から午後三時まで	北杜市役所高根総合支所	北杜市	一般社団法人山梨県計量協会
	令和六年九月三日（火）	同	北杜市役所長坂総合支所	同	同
	令和六年九月五日（木）	午前十時から正午まで	北杜市武川町高齢者活動センター	同	同
	令和六年九月六日（金）	午前十時から午後二時まで	白州町農村婦人の家	同	同
	令和六年九月九日（月）	午前十時から正午まで	北杜市役所明野総合支所	同	同
	令和六年九月十日（火）	同	北杜市大泉総合会館	同	同
	令和六年九月十二日（木）	午前十時から午後二時まで	北杜市役所小淵沢総合支所	同	同
	令和六年九月十三日（金）	午前十時から午後三時まで	須玉ふれあい館	同	同
	令和六年九月十七日（火）	同	甲斐市役所双葉支所	甲斐市のうち旧双葉町	同
	令和六年九月十八日（水）	午前十時半から正午まで	上野原市役所秋山支所	上野原市のうち旧秋山村	同
	令和六年九月十九日（木）	同	水源の郷やまゆりセンター	道志村	同
	令和六年九月二十四日（火）	午前十時半から午後二時まで	山中湖村役場	山中湖村	同
	令和六年九月二十五日（水）	同	西桂町まちづくり交流センターきずな未来館	西桂町	同
	令和六年九月二十六日（木）	午前十時半から午後三時まで	忍草コミュニティセンター	忍野村	同
	令和六年九月二十七日（金）	同	山道ホール	鳴沢村	同
	令和六年九月三十日（月）	午後一時半から午後三時まで	富士河口湖町役場上九一色出張所	富士河口湖町	同
	令和六年十月一日（火）	午前十時半から午後三時まで	富士河口湖町役場本庁舎	同	同
	令和六年十月二日（水）	同	同	同	同
	令和六年十月三日（木）	同	富士河口湖町役場勝山出張所	同	同
	令和六年十月七日（月）	午前十時から午後三時まで	市川三郷町役場本庁舎	市川三郷町	同
	令和六年十月八日（火）	午後一時半から午後三時まで	市川三郷町役場六郷支所	同	同
	令和六年九月二日から令和七年三月三十一日まで（山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く。）	午前九時から午後四時まで	特定計量器の所在の場所（特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項各号のいずれかに該当する場合に限る。）	今期検査を実施する区域全般	同
	令和六年十月九日から令和七年三月三十一日までの間で、個別に県が指定する日	同	個別に県が指定する場所（令和六年十月八日までに検査を受けなかった場合に限る。）	同	同
皮革面積計	令和六年十月九日から令和七年三月三十一日まで（山梨県の休日を定める条例に定める県の休日を除く。）	午前九時から午後四時まで	特定計量器の所在の場所（特定計量器検定検査規則第三十九条第一項各号のいずれかに該当する場合に限る。）	甲府市を除く県下全域	山梨県計量検定所

備考　検査時間は、正午から午後一時までの間を除く。